



第32回社会保障審議会  
児童部会

資料6

平成21年6月8日

# 児童虐待防止法について

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

# 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

## 1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

## 2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
  - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
  - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

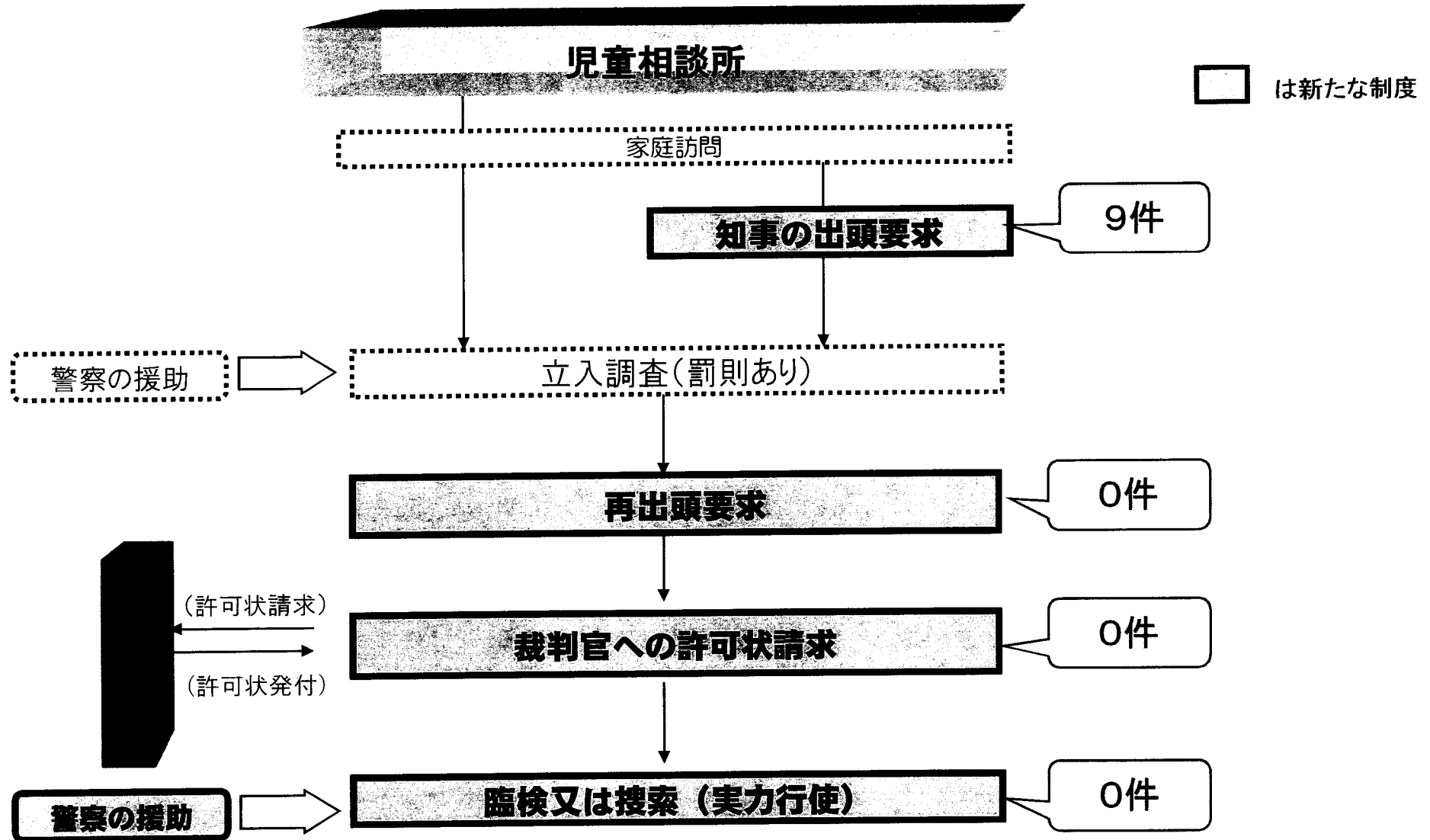
## 3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

## 4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

# 児童の安全確認・保護のプロセス



注：新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)～同年8月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施したもののうち厚生労働省に報告があった数

## 実施例1

### 背景

- ・不登校及び養育放棄の疑い。
- ・児童相談所の家庭訪問を含む各関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求。

### 出頭要求後の状況

- ・家族全員で児童相談所で面接。
- ・児童は登校。関係機関による見守りを実施。

## 実施例2

### 背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求。その後、家庭訪問には応じ、関係機関の支援を行う。
- ・その後、関わりの拒絶があり、再度、出頭要求。

### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護後、同意による措置入所に変更。

### 実施例3

#### 背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・ガスも止まり、部屋もゴミだらけの状況。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求をするが接触できない状況。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

### 実施例4

#### 背景

- ・養育放棄の疑い。
- ・児童相談所を含めた関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求するも反応がなく、また、所在がつかめない状況。

#### 出頭要求後の状況

- ・家族の住居の管理会社に依頼し、児童相談所職員が立入調査を実施。不在の状況を確認。
- ・所在不明のまま(その後、所在が確認され、一時保護を実施)。

# 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(抜粋)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 児童虐待防止のための親権制度研究会

## 第1 親権制度の見直しの必要性

平成19年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、同法律施行(施行日平成20年4月1日)後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (省略)

## 第2 検討

### 1 検討課題

親権に係る制度のうち主に児童虐待防止に関連する事項を中心に見直しを検討を行った上で、法制審議会開催の要否(民法改正の要否)を検討する。

### 2 検討の進め方

大村敦志東京大学教授を座長とし、学者、弁護士、法務省担当者、厚生労働省担当者、最高裁判所事務総局担当者等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」を開催する。

### 3 スケジュール

平成21年6月	研究会を立ち上げて検討開始
平成22年1月	研究会の成果の取りまとめ 法制審議会への諮問の要否検討

# 児童虐待防止のための親権制度研究会名簿

座長	大村敦志	東京大学大学院教授
	磯谷文明	弁護士(東京弁護士会所属)
	岡部喜代子	慶應義塾大学大学院教授
	垣内秀介	東京大学大学院准教授
	窪田充見	神戸大学大学院教授
	久保野恵美子	東北大学大学院准教授
	田中智子	東京家庭裁判所判事
	豊岡敬	全国児童相談所長会事務局長(東京都児童相談センター一次長)
	西希代子	上智大学大学院准教授
	水野紀子	東北大学大学院教授
	山田攝子	弁護士(第一東京弁護士会所属)

## (関係省等)

### 最高裁判所事務総局

小田正二	最高裁判所事務総局家庭局第一課長
進藤千絵	最高裁判所事務総局家庭局付

### 厚生労働省

杉上春彦	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長
千正康裕	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
坂井隆之	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童福祉専門官

### 法務省

萩本修	法務省民事局民事法制管理官
飛澤知行	法務省民事局参事官
羽柴愛砂	法務省民事局付
佐野文規	法務省民事局付
森田亮	法務省民事局付